

特記仕様書

この仕様書は、平成 27 年度新和田トンネル有料道路基準点測量・道路台帳整備にあたり、受託者が履行しなければならない事柄を示すものである。

第 1 条 目的

本業務の目的は次のとおりである

・ 基準点測量

基準点測量は、今回の道路台帳修正業務の与点として使用するほか、今後長野県道路公社が新和田トンネル有料道路管理区間において道路区域及びその敷地境界ならびに道路施設等を管理するにあたり、それらの位置を特定するため測量を行う際の基準とするために行うものである。

・ 道路台帳整備（修正）

道路台帳整備（修正）業務は、大別して次の 2 つをおこなう業務である。

その 1

区間番号 No.39～No.54 の区間の延長約 1.2km において行う業務は、道路改築を行ったことにより関連する道路台帳の諸事項を修正する業務（以下「地図修正」という）である。地図修正は、現在の道路台帳の図面が平板測量に基づく紙図面を数値地図化（(マップデジタイズ)（以下「AD 変換既成図」という））したものであるため、この CAD データとの整合を図りながら整備することとする。また図面の作成段階に於いては、発注者が保管する各種施設台帳との整合も併せて図るとともに道路管理に特化したレイヤに階層分けを行う作業（以下「施設管理レイヤ追加」という）を併せて行うものとする。

交通量は、3, 000 台／12 h 以上として積算している。

その 2

現在の新和田トンネル有料道路に関する道路台帳は、経年の道路改築等に伴い逐次整備（修正）されており、図面に関しては各年度の整備（修正）紙面の成果を単純合冊しているため、地形地物の表記方法等に不統一が懸念される。このため、本修正委託業務においては、AD 変換既成図内の各年度の整備成果間における表記の相異を、図面間ならびに図面と現地の確認を行いながら検証することとする。（以下「検証業務」という）

また、前項のレイヤ追加も併せて行うこととする。

以上、当該業務を行う対象は、全管理延長 15.2km から前項その 1 の区間とトンネル部の区間を除く延長 9.4km とする。

第2条 基準

本業務は長野県公共測量作業規程、長野県道路工事に伴う道路台帳整備作業規定、道路台帳作成要領、電子道路台帳整備・修正作業特記仕様書、及び本仕様書によるものとする。

第3条 業務の詳細または特記事項

- 1) 2 級基準点については、発注者が設置（建標）した標識に対して行うこととする。
- 2) 3 級基準点以下の測量については第 2 条の基準を原則とするなかで、詳細を発注者と協議したうえで行うものとする。
- 3) 地図修正における測量の具体的な点の選定にあたっては、AD 変換既成図の中から人工構築物等の実測前後で比較できる点を全て選点して観測・計算等を行い、AD 変換既成図の精度を検証しながら同図を修正するとともに本業務で行った基準点全ての位置を AD 変換既成図内に確定させることとする。
- 4) 地図修正及び施設管理レイヤ追加ならびに検証業務に於いて、使用及び修正する CAD データは川田テクノシステム社製の V-nas（使用ソフトについては、協議に応じるものとする。）上で円滑に動作することを前提とし、修正後の CAD データも電子納品基準によらないこととする。このため、修正対象のデータは発注者所有のものを受託者に貸与し、これを修正したものを成果品とする。
- 5) AD 変換既成図中の表記の位置は原則として、当該表記の中心が正射法による位置を表示しているものとみなす。なお、表記がマップデジタイズ時に不規則な多角形等に変換されている場合は協議して当該地物の位置を改めて定めることとする。
- 6) 地図修正及び施設管理レイヤ追加ならびに検証業務は、作業規程の準則（付録 7 公共測量標準図式）（平成 25 年 3 月 29 日一部改正）に基づいて行うものとする。
- 7) 地図修正及び施設管理レイヤ追加ならびに検証業務を行うにあたっては、予め AD 変換既成図を紙面に出力したうえで、図面内及び現地確認の結果を図上及び現地踏査により確認して当該出力紙面に丁寧に記入して監督員と協議し修正箇所を特定したうえで作業を行うものとする。なお、この紙面は本業務の成果品として発注者に提出するものとし、完了検査の対象とする。
- 8) 段階検査は川田テクノシステム株式会社製のソフトウェア「CAD チェッカー」（使用ソフトは必要に応じ協議に応じるものとする。）により修正前後のファイル比較によっても行うこととする。
- 9) 用地図は平面図の境界部に表現されている筆界線と地番の表記を抜き出して新たにレイヤを追加して作成するものとする。

- 10) 占有物件図は占有台帳及び既存道路台帳データ等のデータを参考にして新たにレイヤを追加し作成するものとする。
- 11) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、監督員と協議して新たに定めることとする。

【別記1】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(平成22年7月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- | | |
|----------------------|----------|
| ・ 工事完成図書の電子納品要領（案） | 平成20年 5月 |
| ・ 土木設計業務等の電子納品要領（案） | 平成20年 5月 |
| ・ CAD製図基準（案） | 平成20年 5月 |
| ・ デジタル写真管理情報基準（案） | 平成20年 5月 |
| ・ 測量成果電子納品要領（案） | 平成20年12月 |
| ・ 地質・土質調査成果電子納品要領（案） | 平成20年12月 |

ガイドライン類

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ・ 電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】 | 平成21年 6月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】 | 平成21年 6月 |
| ・ CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案） | 平成21年 6月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】 | 平成21年 6月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】 | 平成18年 9月 |

○国土交通省関東地方整備局「運用に関する手引き」は以下のとおり。

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[土木工事編] | 平成21年10月 |
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[業務編] | 平成21年10月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- | | |
|---|----------|
| ・ 電子納品チェックシステムVer7.1 | 平成21年 8月 |
| ・ S X F ブラウザVer3.16(CAD製図基準類H16.6に基づいて作成された図面を見る場合) | 平成20年 8月 |
| ・ <u>S X F ブラウザVer3.20</u> | 平成21年 3月 |

注) 要領・基準類の適用世代は、国土交通省と同時とし、原則として工事等の着手時の最新版を適用する。
ただし、工期内に要領・基準類の改訂があった場合や、過渡期において受発注者の環境が整わない等の場合は、協議の上、適用世代を定めることができることとする。

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」：
http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi.htm
- 関東地方整備局「CALS/EC ホームページ」：
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000009.html>
- 電子納品チェックシステム：http://www.cals-ed.go.jp/index_dl.htm
- S X F ブラウザ：http://www.cals-ed.go.jp/index_dl2.htm

【別記3】委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書

(電子納品)

第1 本業務は、電子納品対象業務とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(情報共有)

第2 本業務は、情報共有対象業務とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

(要領・基準)

第3 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

(着手時協議)

第4 着手時協議を必ず行うこと。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを、協議前に電子データで監督員に提出すること。

(電子納品対象書類)

第5 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

(情報共有対象書類)

第6 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

(業務完成図書の提出部数)

第7 本業務の業務完成図書の提出部数は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 1) 電子納品対象書類 | 電子媒体 (CD-R・DVD-R) | 3部 (正・副) |
| | 紙媒体 | 3部 (その他、協議による) |
| 2) 上記以外 | 紙媒体 | 3部 (その他、特記仕様書による) |

<参考資料>

長野県における CALS/EC の取組み :

<http://www.pref.nagano.jp/doboku/kanri/gikan/system/cals/cals-main.htm>

- ・ 電子納品及び情報共有に係る実施要領
- ・ 電子納品及び情報共有に係る運用の手引き
「運用の手引き」協議チェックシート (業務用)
- ・ ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領